

ほかんけんだより



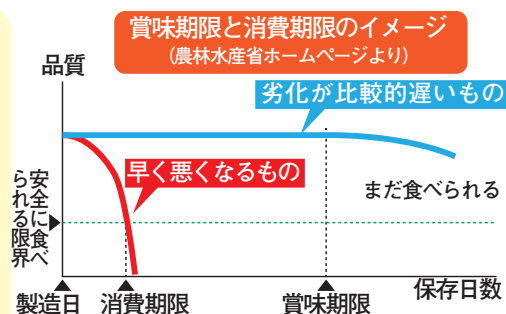
保健環境研究所では、皆様の家庭から出されたごみの調査を行っています。
調査結果は、ごみの適正排出、減量・リサイクルを推進するために利用されています。

その1 多くの食品が無駄に捨てられています

期限切れなどが理由で未開封や未使用のまま廃棄された食品を「**手つかず食品**」と呼びます。
家庭から出された「燃えるごみ用」の袋の中身に関しては、紙・プラスチックといった種類や割合のほか、「手つかず食品」がどの程度含まれているかについても調査しています。

これまでの調査で、手つかず食品には以下のような傾向が見られました。

- 1 賞味期限を過ぎた食品や野菜・果物類の重量割合が多い。
- 2 賞味期限を過ぎた食品の中では菓子類、日配品（主に豆腐・納豆・こんにゃく・ヨーグルト・プリンなど）、調味料の個数が多く、個数割合で約半分を占める。
- 3 賞味期限を過ぎた食品は期限を過ぎると比較的早く（14日以内）廃棄されている。
- 4 燃えるごみに占める手つかず食品の重量割合は1月に多い。



調査で確認された手つかず食品

食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

食品ロス削減国民運動ロゴマーク
(愛称：ろすのん)

詳しくは

国内では手つかず食品や食べ残し、規格外品といった本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」が家庭・事業所合わせて**年間 642 万トン***も発生しています。これは児童の平均体重を 30kg とした場合、2 億 1,400 万人分の重さにもなります。これら食品ロスの削減に向け、現在、国や民間企業などが連携し「食品ロス削減国民運動」を展開しています。

年末年始は普段より食品を購入する機会も増えます。家庭でも「**使い切り**」、「**食べきり**」を心がけ、食品ロスを減らしましょう。

福岡市では外食時の食べ残しをなくす「**もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動**」を実施中です！

※農林水産省 食品廃棄物等の利用状況等（平成 24 年度推計）



その2

正しいルールで出されたペットボトルは約40%でした

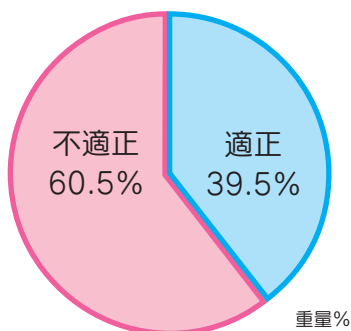
「空きびん・ペットボトル用」の袋や民間協力店で出されたペットボトルは、国内での資源循環を目的として公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクルされています。排出ルールが守られていない場合にはリサイクルが困難になります。福岡市が収集するペットボトルは、キャップ付きのものが多く、協会のべール品検査※でD判定（最低）が近年続いています。

平成24～26年度に市内10地区の家庭から出された「空きびん・ペットボトル用」の袋の調査では、正しいルールで出されたペットボトルは平均すると全体の39.5%でした。

※べール品：ペットボトルを圧縮・梱包したもの



福岡市のペットボトルの排出状況 (平成24～26年度平均)



適正に排出されたペットボトル

キャップとラベルを外し、容器の中をすすいだペットボトル



キャップ・ラベルは外して燃えるごみの袋へ

中をすすぐ (平たくつぶすと容積を小さくできます)

不適正に排出されたペットボトルの例



キャップやラベルが付いたもの



中をすすいでないもの



異物(タバコの吸い殻など)を入れたもの

不適正な分別の例

収集袋の中に空きびん・ペットボトル以外のものがたくさん入っていました。分別を徹底し、正しい収集袋を利用しましょう。



プラスチックボトル

燃えるごみの袋へ

燃えないごみの袋へ



金属類



乾電池



空きびん以外のガラス

編集・発行 福岡市保健環境研究所

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1-34
TEL:092-831-0660 FAX:092-831-0726
E-mail:hokanken.EB@city.fukuoka.lg.jp
URL:http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/hokanken/

ホームページも是非ご覧ください

廃棄物資源化担当及び
廃棄物処理施設担当の事務所

〒812-0051 福岡市東区箱崎ふ頭4丁目13-42
TEL 092-642-4570 FAX 092-642-4595

